

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第38号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(繰替払のできる範囲)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者、所の出納員又は指定金融機関等をして、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>生産品等売払手数料</u> <u>当該生産品等の売払代金</u></p> <p>(5) <u>前売入場券取扱手数料</u> <u>当該前売入場券に係る観覧料</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第144条 略</p> <p>(1) 請負契約の場合</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項</u></p> <p>シ～ト 略</p> <p>(2) 売買契約の場合</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項</u></p> <p>ク～タ 略</p>	<p>(繰替払のできる範囲)</p> <p>第79条 次の各号に掲げる経費の支払については、会計管理者、所の出納員及び指定金融機関等をして、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用させることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>出荷手数料</u> <u>当該出荷に係る収入金</u></p> <p>(5) <u>せり売り手数料</u> <u>当該せり売りの収入金</u></p> <p>(6) <u>米麦検査手数料</u> <u>当該売渡しに係る収入金</u></p> <p>(7) <u>前売入場券売払委託手数料</u> <u>当該前売入場券の売払代金</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第144条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 請負契約の場合</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項</u></p> <p>シ～ト 略</p> <p>(2) 売買契約の場合</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ <u>履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項</u></p> <p>ク～タ 略</p>

(3) 賃貸借契約の場合

ア～カ 略

キ 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項

ク～シ 略

(4) 交換契約の場合

ア～オ 略

カ 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項

キ～サ 略

(5) 略

2 略

(保証金に代える担保)

第150条 略

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(2) 契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 略

2・3 略

(適用除外)

第192条 略

(1)～(3) 略

(4) 証券に化体されている債権 (国債に関する法律 (明治39年法律第34号) の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号) の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)

(5) 電子記録債権法 (平成19年法律第102号) 第2条第1項に規定する

(3) 賃貸借契約の場合

ア～カ 略

キ 履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

ク～シ 略

(4) 交換契約の場合

ア～オ 略

カ 履行遅延その他の債務不履行の場合における遅延利息その他の損害賠償に関する事項

キ～サ 略

(5) 略

2 略

(保証金に代える担保)

第150条 契約担当者は、次に掲げる有価証券等を入札保証金又は契約保証金に代わる担保として徴することができる。この場合において、定期預金証書については、金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。

(1) 国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券又は確実に認められる社債

(2) 確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(3) 略

2・3 略

(適用除外)

第192条 次に掲げる債権については、本節の規定を適用しない。

(1)～(3) 略

(4) 証券に化体されている債権 (国債二関スル法律 (明治39年法律第34号) の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律 (平成13年法律第75号) の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)

電子記録債権

(6)～(9) 略

(整理区分)

第207条 略

- (1) 保証金
  - ア・イ 略
  - ウ 県営住宅入居保証金
  - エ・オ 略
- (2) 保管金
  - ア 略
  - イ 特別徴収に係る住民税
  - ウ～キ 略
  - ク 共済組合費等掛金
  - ケ 略
- (3)～(5) 略
- (6) 地方法人特別税
- (7) 略

(課の長又は所の長等による検査)

第271条 略

- 2 略
- 3 出納員又は物品取扱員は、随時その所管に係る物品について、帳簿と現品とを照合して検査をしなければならない。
- 4 出納員又は物品取扱員は、前項の規定による検査の結果、不正行為その他重要な事実があると認められるときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

所の名称

- 1 知事部局の所
  - (1)～(16) 略
  - (17)～(25) 略

(5)～(8) 略

(整理区分)

第207条 歳入歳出外現金及び保管有価証券は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 保証金
  - ア・イ 略
  - ウ 住宅保証金
  - エ・オ 略
- (2) 保管金
  - ア 略
  - イ 特別徴収に係る市町村民税
  - ウ～キ 略

ク 略

(3)～(5) 略

(6) 略

(課の長又は所の長等による検査)

第271条 略

- 2 略
- 3 出納員は、随時その所管に係る物品について、帳簿と現品とを照合して検査をしなければならない。
- 4 出納員は、前項の規定による検査の結果、不正行為その他重要な事実があると認められるときは、速やかに会計管理者に報告しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

所の名称

- 1 知事部局の所
  - (1)～(16) 略
  - (17) 保育専門学院
  - (18)～(26) 略

(26) 高等技術学校

(27)～(44) 略

2・3 略

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
会計課の出納員	物品（警察本部又は所の所掌に係るものを除く。）の出納及び保管 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。） 1 現金（代替証券を含む。）の収納及び保管（歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る住民税の収納及び保管を除く。） 2 略
略	
所の出納員（県外出納員を除く。）	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務（8に掲げる事務にあつては、県税事務所の出納員に限る。） 1 現金（代替証券を含む。）の収納及び保管（歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る住民税の保管を除く。） 2～8 略

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
略		
	財産経営課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち財産経営課の所掌に係るものの収納

(27) 高松高等技術学校

(28) 丸亀高等技術学校

(29)～(46) 略

2・3 略

別表第2 (第5条関係)

左欄	右欄
会計課の出納員	物品（警察本部又は所の所掌に係るものを除く。）の出納及び保管 課並びに選挙管理委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の事務局並びに所以外の出先機関の所掌に係る次に掲げる会計事務（住宅課及び警察本部会計課の出納員に委任した会計事務を除く。） 1 現金（代替証券を含む。）の収納及び保管（歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る道府県民税及び市町村民税の収納及び保管を除く。） 2 略
略	
所の出納員（県外出納員を除く。）	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務（8に掲げる事務にあつては、県税事務所の出納員に限る。） 1 現金（代替証券を含む。）の収納及び保管（歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る道府県民税及び市町村民税の保管を除く。） 2～8 略

別表第3 (第5条関係)

左欄	中欄	右欄
略		
	総務学事課の収入取扱員	第29条第3号に掲げる収入のうち総務学事課の所掌に係るものの収納

略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券の <u>取扱い</u> を画廊等に委託した場合の <u>観覧料</u> の収納
	文化会館の収入取扱員	文化会館の使用料及び県民ギャラリーの観覧料並びに文化会館における県立ミュージアムで県が主催する展覧会の前売入場券及び年間観覧券に係る <u>観覧料</u> の収納
略		
計量検定所の出納員	略	
高等技術学校の出納員	高等技術学校の収入取扱員	高等技術学校の受講料、証明手数料及び生製品の <u>売払代金</u> の収納（出納員が収納するものを除く。）
農業試験場の出納員	略	
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
産業技術センターの出納員	略	
高等技術学校の出納員	高等技術学校の物品取扱員	高等技術学校の所掌に係る物品の <u>出納及び保管</u> （出納員が <u>出納及び保管</u> するものを除く。）
農業試験場の出納員	略	
略		

略		
県立ミュージアムの出納員	県立ミュージアムの収入取扱員	県立ミュージアムの前売入場券の <u>売払い</u> を画廊等に委託した場合の <u>売払代金</u> の収納
	文化会館の収入取扱員	文化会館の使用料及び県民ギャラリーの観覧料並びに文化会館における県立ミュージアムの前売入場券及び年間観覧券の <u>売払代金</u> の収納
略		
計量検定所の出納員	略	
農業試験場の出納員	略	
略		

別表第4（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
略		
産業技術センターの出納員	略	
農業試験場の出納員	略	
略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(香川県会計規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 香川県会計規則の一部を改正する規則(平成23年香川県規則第7号)の一部を次のように改正する。  
香川県会計規則の一部を改正する規則中別表第2の改正規定を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第2 (第5条関係)		別表第2 (第5条関係)	
左欄	右欄	左欄	右欄
略		略	
県外出納員	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務 1 現金(代替証券を含む。)の収納及び保管 (歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税及び特別徴収に係る住民税の保管を除く。)  2～7 略	県外出納員	当該所の所掌に係る次に掲げる会計事務 1 現金(代替証券を含む。)の収納及び保管 (歳入歳出外現金に属する源泉徴収に係る所得税並びに特別徴収に係る道府県民税及び市町村民税の保管を除く。)  2～7 略
略		略	